認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例に関する申請手続きの流れ

認可地縁団体

市

法務局
認可地縁団体

申　請

【提出書類】
(1)申請書
(2)当該不動産の登記事項証明書
(3)保有(予定)資産目録
(4)申請者が代表者であることを証する書類
(5)次の 4 つの事項を疎明する資料

(申請の要件)

①不動産を所有

②不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有

③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者である

④不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れない

※「登記関係者の全部又は一部の所在が知れない」とは、戸籍等を調査した上で、郵便が届かない等の状態をいいます。
※所在が判明する場合は通常の移転登記手続きとなります。

疎明資料等の確認

確認できなかった場合

提出書類の返却

公　告
(3 か月間)

異議の申出がなかった場合

異議の申出があった場合

異議を申述した者に係る資格要件の確認

資格が認められなかった場合

資格が認められた場合

特例手続中止

異議申出ありの通知

異議の申出がなかった旨を情報提供(書面による)

登記手続き

異議を申し出た者と認可地縁団体で協議